平成２２年（フ）第３５３号
和歌山市湊３丁目６番12号
破産者　岡本　　理
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６１号
和歌山県橋本市高野口町小田531番地の１
破産者　大川平三郎
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１２７２号
広島市佐伯区吉見園１番１―1103号　シンプルライフ茜、開始決定時の住所広島市佐伯区五日市４丁目13番５号
破産者　田中　孝雄
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８０号
長崎県長崎市末石町425番地
破産者　岩﨑　和美
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
群馬県沼田市材木町1181番地２
破産者　佐々木邦夫
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２３９８号
札幌市北区新琴似８条９丁目１番５―701号、開始決定時の住所北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ2270番地18
破産者　笹山　雄司
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０７号
宮城県宮城郡利府町加瀬字南野中沢43番地18
破産者　高橋　鳴美
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
埼玉県川口市大字前野宿331番地
破産者　川田　健司
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
埼玉県八潮市大字西袋1045番地１　柿沼コーポ202
破産者　神藤　隆康
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番７―405号
破産者　原田　晃爾
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７５６号
福岡市西区大字女原251番地
破産者　國友　明徳
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中220番地10シャトレ若杉107号、前住所福岡県大野城市下大利４丁目15番12―805号
破産者　横尾やよい
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２１号
福岡県大野城市南ケ丘２丁目20番３号
破産者　中山　澄江
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０６号
福岡県春日市上白水９丁目154番地Ｉｔ’ｓ春日タウンＤ―103号
破産者　福井　幸雄
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２２９号
横浜市港南区上永谷２丁目10番７号
破産者　佐々木康人
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５４号
横浜市南区睦町１丁目６番地17
破産者　荒井　孝雄
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５９号
横浜市南区永田東１丁目７番３号　ストークハイツ黒田201、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子８丁目11番１―201号
破産者　竹谷　睦子
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５０号
神奈川県鎌倉市大船1812番地１
破産者　坂元　千春
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部